

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【令和4年4月から改定】

一般職の職員に準じ、秘書官の最低号俸の俸給月額を500円引上げ

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【令和4年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.25月分 → 3.30月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされている

3 施行期日

公布の日（一部の規定は令和5年4月1日）